

いじめの重大事態に関する調査結果の公表について（論点整理）

1 公表の位置付け

調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省平成 29 年3月)

学校又は学校の設置者は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及び保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表します。

「神奈川県いじめ防止基本方針」(平成 29 年 11 月改定)

⇒ 「原則公表」との位置づけ

2 公表の意義

- 学校や教育委員会が発生したいじめを公表することにより、学校等のいじめに関する対応について、社会的な評価を得ることとなる。
- そのことにより、学校等のいじめに関する対応がより教訓化され、学校や教育委員会がいじめ防止対策等を見直すことにつながり、再発防止に資することが可能となる。
- また、社会全体でいじめ問題を考える契機になる。

3 公表に伴う課題

- 調査結果には、当事者である児童・生徒の個人情報が多く含まれており、公表方法によっては個人が特定される可能性があるため、インターネット上での情報拡散なども踏まえると、児童・生徒の日常生活に影響が生じる可能性がある。
- 公表を前提とした場合、調査対象者の協力が得にくくなることなどが懸念される。

4 論点

- 社会的に求められる「原則公表」と、児童・生徒への影響を比較衡量して対応すべきである。
- 本県では、児童・生徒及び保護者が同意しない場合、その意向を尊重して、これまで公表していない。
- 児童・生徒及び保護者が公表に同意する場合と、同意が得られない場合の公表のあり方について、区別して検討する必要がある。

5 公表に係る対応

他自治体等の事例から、次のとおり整理できる。

(1) 同意がある場合

ア 情報公開条例に準じた一部黒塗りを施した上で公表する

事実をなるべくそのまま公表することにより、調査内容の正確性や信頼性を担保することができる。

一方、黒塗りがあることによって、全体像が伝わらず、分かりにくい公表になる可能性がある。

イ 公表の目的に合致した公表版を作成し公表する

再発防止の観点等から、全体像を分かりやすく書くことができる。

一方、公表版は調査報告書作成後に別途作成するものであることから、その内容の正確性や信頼性に疑義を生じさせる可能性がある。

(2) 同意が得られない場合

ア 情報公開条例に準じた一部黒塗りを施した上で公表する

事実をなるべくそのまま公表することにより、調査内容の正確性や信頼性を担保することができる。

一方、黒塗りがあることによって、全体像が伝わらず、分かりにくい公表になる可能性がある。

イ 公表の目的に合致した公表版を作成し公表する

再発防止の観点等から、全体像を分かりやすく書くことができる。

一方、公表版は調査報告書作成後に別途作成するものであることから、その内容の正確性や信頼性に疑義を生じさせる可能性がある。

また、児童・生徒及び保護者の意向に反する。

ウ 調査会が答申したことのみ公表する

公表に伴う課題を避けつつ、いじめの重大事態事案について、第三者機関が調査したことを周知できる。

一方、調査の公正・中立性についての疑義を生じさせる可能性があるとともに、再発防止に資することが困難になる。

また、1号（生命、心身、財産への重大な被害）又は2号（不登校）のどちらの事案に当たるのかの公表について、検討する必要がある。

エ 公表しない

本人及び保護者の意向にもっとも添う対応になる一方、公表することによる効果を得ることができない。

(3) その他

ア 表現上の配慮をしながら、公表を前提とした報告書を作成する。

関係当事者のプライバシーを守ることになる一方、表現に配慮することにより、必要十分な記載ができなくなる可能性がある。

本人 及び 保護者 の同意 の有無	公表・非公表		メリット	デメリット	
同意がある場合	ア	公表する	黒塗り版	<ul style="list-style-type: none"> ・事実をなるべくそのまま公表することで、調査の透明性を担保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒塗りによって、全体像が伝わらず、分かりにくい公表になる可能性がある。
	イ		公表版	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止の観点等から、全体像を分かりやすく公表することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容の正確性や調査の透明性に疑義が生じる可能性がある。
同意がない場合	ア	公表する	黒塗り版	<ul style="list-style-type: none"> ・事実をなるべくそのまま公表することで、調査の透明性を担保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒塗りによって、全体像が伝わらず、分かりにくい公表になる可能性がある。 ・本人、保護者の意向に反する。
	イ		公表版	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止の観点等から、全体像を分かりやすく公表することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容の正確性や調査の透明性に疑義が生じる可能性がある。 ・本人、保護者の意向に反する。
	ウ		答申したことのみ	<ul style="list-style-type: none"> ・公表に伴う課題を軽減できる。 ・いじめの重大事態事案について、第三者機関が調査したことを周知できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の公正・中立性について疑義が生じる可能性がある。 ・再発防止に資することができない。
	エ	公表しない		<ul style="list-style-type: none"> ・本人、保護者の意向に添うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表による効果を得ることができない。